

EU 一般データ保護規則（GDPR）に基づく 「十分性認定」とデータ保護体制の在り方 —監督機関の組織と監督・執行の現状と課題—

寺田麻佑¹³ 板倉陽一郎²³

今般、EU による「十分性認定」が日本に対してなされる予定である。本論考においては、EU 一般データ保護規則（GDPR）が求めるデータ保護体制の在り方と十分性認定において求められる監督機関の組織の在り方をふまえて、監督・執行の現状と課題について可能な限りその他の国の現状も踏まえて検討を行う。

“Adequacy Decision” and Data Protection Framework Based on the EU General Data Protection Regulation (GDPR) - Present Situation and Challenges of Supervising Authority and its Supervision and Enforcement -

MAYU TERADA¹³ YOICHIRO ITAKURA²³

"The adequacy decision" by the EU is scheduled to be made to Japan in the near future. In this paper, based on the data protection framework and organizational structure that EU general data protection regulation is requiring for adequacy decision, present situation and challenges of supervising authority and its supervision and enforcement are considered as much as possible with other countries' situations.

1. はじめに—十分性認定の重要性を意識した 平成 27 年個人情報保護法改正—

わが国の個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律、平成 15 年法律第 57 号）は平成 27（2015）年に平成 27 年法律第 65 号により大きく改正され、2017 年 5 月 30 日に、同法による改正が全面的に施行された[1]。個人情報保護法が大きく改正された背景の一つには、EU からの十分性認定を得ることがあった。EU 及び、EU によって十分性認定を受けた他の国又は地域からのデータの移転を容易にしようというモチベーションである [2]。平成 27 年法律第 65 号による個人情報保護法の改正にあたっては、情報通信技術その他先端技術の発展による IoT（Internet of Things）機器の増大、個人データの蓄積及び利活用の拡大、さらにはデータサイエンスやマーケティング技術等の進展を踏まえ、情報利活用の環境整備が強く打ち出された。しかし、個人情報保護委員会の設置など、EU から十分性認定を受けることを視野に入れて改正法に取り入れられた項目も多い [3]。EU による十分性認定を意識した、平成 27 年法律 65 号による改正項目としては、要配慮個人情報の導入、開示等請求権の請求権性の明確化、個人情報保護委員会の設置、小規模事業者に対する適用除外の撤廃、外国にある第三者

への提供の制限などがある[4]。

ここで、十分性認定とは、2018 年 5 月 25 日に全面適用された欧州一般データ保護規則（GDPR、以下「GDPR」という）が、一般的に越境移転を禁止するところ（GDPR44 条）、もっとも基本的な、越境移転の適法化事由であり、十分なレベルの保護措置を確保した国又は地域として、欧州委員会によって認定されることをいう（GDPR45 条 1 項、[5]）。十分性認定を受けていない国又は地域の事業者は、EU からデータを移転するために、一般的には、欧州委員会が認めている SCC（標準契約約款）を利用するか、BCR（拘束的企業準則）スキームを構築し、グループ会社におけるデータ保護の仕組みを包括的に認定する仕組みを利用するか、本人同意をとる必要がある。これらの個別の対応には、多くのコストが費やされてきた。

他方、GDPR における越境移転制限に違反した場合の制裁金は、事業者以外の政府機関や事業者団体も含めて対象となるものとされている上に、2000 万ユーロ又は、事業者の場合には全世界年間売上高の 4 パーセントを上限としており、極めて高額となる可能性がある（GDPR83 条 5 項(c)）。

本発表においては、今般、EU によって「十分性認定」が日本に対してなされる予定であることをふまえ、EU 一般データ保護規則（GDPR）が求めるデータ保護体制の在り方と十分性認定において求められる監督機関の組織の在り方を踏まえ、監督・執行の現状と課題について可能な限りその他の国の現状も踏まえて検討を行う。

1 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

2 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

2. 十分性認定に向けた経緯

2.1 欧州委員会委員との対話と共同宣言

これまで、特に（特定個人情報保護委員会からの改組を経た）個人情報保護委員会が活動を開始してからは、EUとの対話を含めた十分性認定に向けた検討や働きかけが積極的になされてきた[6].

2016年7月29日には「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」とする決定が個人情報保護委員会によってなされており[7], 個人情報保護委員会として、個人情報の保護と円滑な越境移転のための諸外国との対話を進め、特に、米国とEUについて、相互の円滑なデータの移転を図る枠組みを構築するために、定期的な会合を行うことが明記されていた。決定以前より、個人情報保護委員会は欧州委員会司法総局と対話を続けていたが、決定後はさらに積極的に対話を進められた[8].

その後、欧州との定期的会合の結果、2017年1月10日に欧州委員会が公表した政策文書「グローバル化する世界における個人データの交換と保護」においては[9], 十分性認定に関して日本について言及がなされた[10]. さらに、共同セミナーの開催や対話が続けられた結果、2017年7月3日には熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメントが発出され、「...両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。」として、十分性認定に向けた積極的な宣言がなされた。さらに、2017年7月6日のEU定期首脳会談においても、「双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。」とする安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言(ブリュッセル、2017年7月6日)が出された[11].

さらに、2018年欧州委員会作業計画「欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、及び地域委員会に対する欧州委員会による報告」(2017年10月24日公表)[12]の第2章「ユンカー委員会の優先事項10項目に係る遂行と実施」のなかにおいて、「信頼関係に基づく正義と基本的権利の分野 情報とデータの交換については、我々の社会における不

可欠な特徴であり、ますます国境を超えた事象となっている。欧州委員会は、データの保有に関する作成中の指導文書(ガイダンス)を完成させる。欧州委員会は経済連携強化の一体部分として、日EU間の個人データの自由な流通を確保するべく、2018年の早期に、日本に対するデータの十分性認定を採択することを目指す」として日本への十分性認定が言及された。

2018年7月17日には、EU側のプレスリリースにおいても[13], また、日本側のプレスリリースにおいても[14], 日本とEUがデータの越境移転を容易にする十分性認定に向けて合意したことが示されている。具体的には、「熊澤春陽委員とベラ・ヨウロバー委員は、本日、お互いの個人データ保護の制度が同等であると認識するための議論を成功裏に終了した。相互に十分性を見出すことを通じて、高いレベルの個人データの保護に基づき、データが安全に流通する世界最大の地域が創出される。この決定は日EU経済連携協定から得られる利益を補完し拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与する。この合意とともに、両者は、高いレベルの個人データの保護に基づく世界標準の形成における、個人データ保護に関する価値観の共有、協力の強化及び、リーダーシップの発揮にかかるコミットメントを再確認する。日EUの市民は、強力な個人データ保護による便益を享受し、企業は、お互いの経済圏への妨げのない安全かつ自由なデータ移転による便益を享受する。十分性の対話は、日本の個人情報保護法に基づく措置及び独立した個人データ保護機関である個人情報保護委員会の役割、並びに、EUの一般データ保護規則に基づく措置及びその統治機構への相互理解を確認した。両者は、2018年の秋までに日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みが運用可能となるために必要とされる関連国内手続を完了させることにコミットする。」というものであった。

また、2018年7月17日に東京において開催された第25回定期首脳会談を受けて、個人データの越境移転に触れた共同宣言(Joint Statement)が公開されている[15].

2.2 今後の予定

欧州委員会のウェブサイトによれば、欧州委員会は日本に対する十分性認定を今秋に行う予定であり、今後は、欧州データ保護委員会(European Data Protection Board (EDPB, データ保護ボード), 旧29条作業部会)からの意見を受け取り、欧州議会の市民的自由・司法・内務委員会(Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs, LIBE委員会)からの改定を受けたうえで所定の手続きを経て認定を行うとされている[16].

また、日本側の個人情報保護委員会としては、後述のように法令改正を行わない形での(十分性認定を受けるための)解決策としてのガイドラインの制定に向けて手続が進められているほか、個人情報保護委員会がEUを個人情報

保護法第 24 条の制限を受けない国又は地域として指定するための手続として、2018 年 5 月 9 日に、「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」（平成 30 年個人情報保護委員会規則第 1 号）が公布・施行されている。

3. 十分性認定の条件と、十分性認定によらない場合のデータの越境移転について

3.1 十分性認定の要件

十分性認定については、EDPB（データ保護ボード）が細かな解釈基準を出している[17].

法制度の構築と同時に、データ保護が、効果的に執行され、実務において運用されていることが必要であり、さらに、十分性認定（Adequacy Decision）については、少なくとも 4 年に 1 回は見直しがなされることとされている。しかも、状況によっては、4 年よりも短い期間で見直されることもあるという[18].

大きな四つの重要なカテゴリーとしては、明確な基準、比例原則、独立した監督、そして、個人に対する効果的な救済があることが求められている[19].

3.2 データの越境移転について

既に述べたように、十分性認定によらない場合には、個別の同意をとって情報を取得するほか、個別の契約を結ぶ際に標準契約条項（Standard Contractual Claus：SCC）もしくは拘束的企業準則（Binding Corporate Rules：BCR）といった仕組みによってデータを移転する必要があるとされている[20].

SCC は欧州委員会によって正式に決定されている契約書のひな型である。当該ひな型を使い、二当事者間において、データの移転契約を締結し、保護措置が提供されていることを確認したうえで、データの移転が適法となるものである。

BCR は、欧州経済領域（European Economic Area：EEA）域内にある事業者の拠点から、欧州経済領域外の事業者の拠点に対しての個人データを移転する場合に、事業者の内部方針を定義する内部行動規範であり、データ保護監督機関によって承認された BCR に事業者が従う場合、事業者のグループ間においては、個人データの移転が可能となるものである。

4. 諸外国の現状

ここでは、十分性認定を受けている国又は地域を紹介したのち、カナダとアメリカの認定に関する検討と、今後問題となる国としてのイギリスに関する検討を行う。

4.1 十分性認定を受けている国又は地域

十分性認定を受けている国は、カナダ等を含めて数少ない。具体的には、スイス（Switzerland, 2000 年 7 月に認定）、

カナダ（ただし、民間部門のみである）（Canada, 2001 年 12 月に認定）、アルゼンチン（Argentina, 2003 年 6 月）、ガーンジー島（Guernsey, 2003 年 11 月）、マン島（Isle of Man, 2004 年 4 月）、ジャージー島（Jersey, 2008 年 5 月）、フェロー諸島（Faroe Islands, 2010 年 3 月）、アンドラ（Andorra, 2010 年 10 月）、イスラエル（Israel, 2011 年 1 月）、ウルグアイ（Uruguay, 2012 年 8 月）、ニュージーランド（New Zealand, 2012 年 12 月）であり、さらに、プライバシー・シールドの枠組みに限るものの十分性認定ではあるがアメリカが加わっている。十分性認定について、現在交渉中の国は日本と韓国の 2 か国であるとされている[21].

これらの国の十分性認定についても、GDPR の下では 4 年ごとの見直しがなされることになり、認定が維持されるかどうかは予測を許さない。

4.2 カナダ

カナダは EU より、民間部門に関する個人情報保護及び電子文書法（Personal Information Protection and Electronic Documents Act: PIPEDA）[22]に限って十分なプライバシー保護があるとして十分性認定を受けているが、公的部門については認定されていない。今後、GDPR に基づく規範に適合するような形で PIPEDA の改正も含めて検討が必要かどうか、現在、カナダにおいて検討が続けられているほか、欧州委員会との対話も続けられている[23].

4.3 英国

英国においても、他の EU 加盟国と同様に 2018 年の 5 月 25 日から GDPR が全面適用されているほか、2019 年 3 月の EU 離脱と 2020 年末の離脱に関する移行期間の終了後は、EU からみれば第三国となるため、移行期間の間に十分性認定を受け、自由なデータの移転に支障を来さないようにすることが目指されている。もっとも、移行期間終了までに十分性認定が受けられないことも視野に入れ、標準的契約条項の活用や、緊急時の対応計画（コンティンジェンシープラン）の計画なども考えられている[24].

4.4 アメリカ

アメリカにおいては、欧州委員会と米国国務省との間のネゴシエーションにより 2000 年 7 月から、セーフハーバー取り決めによるデータの移転を行っていた。セーフハーバーは、プライバシー原則に対して自主的に宣言を行った企業を認証し、その一覧を公表するという形で実施されていたものであるが、セーフハーバーによるデータの移転手続の十分性認定は、欧州司法裁判所の Maximillian Schrems v Data Protection Commissioner (Case C-362/14) (2015 年 10 月 6 日)によって、無効と判断され、アメリカは欧州委員会と再度交渉を行うことが必要となった[25].

結局、「プライバシー・シールド」という、十分性の認められた「プライバシー原則」の順守を米国商務省に届け出た企業に対して、個別に EU からの個人データの移転を

認めるという新たなデータ移転の枠組みが 2016 年 7 月 12 日付で欧州委員会による決定として公表され、現在はこのプライバシー・シールドに基づく枠組みが採用されている[26].

もっとも、プライバシー・シールドの枠組みは欧州議会等からしばしば批判されており、新たな欧州司法裁判所の判決等によって無効とされる可能性も否定できない。4 年毎のレビューの対象であることも他の十分性認定と変わらず、今後の状況によって枠組みが変化する可能性もあることに注意する必要がある。

5. 監督機関の組織—個人情報保護委員会の現状

十分性認定において重要な役割を果たすのは、監督機関が機能しているかという点であり、わが国に引き直して考えれば、個人情報保護委員会が独立した監督機関としての程度監督・執行を実際に行うことができるのかという点が問題となる。

5.1 個人情報保護委員会の組織体制

昨年(2017 年)に全面施行された個人情報保護法における改正面の大きな変更点の一つは、これまでは事業等を所管する各省庁がそれぞれの事業についての監督を行っていた主務大臣制が廃止され、個人情報保護法に権限が一元化されたことであった。このように、独立した第三者機関である個人情報保護委員会に権限が集中することによって、専門性が高まることも期待されているほか、各部門における監督や執行のばらつきがなくなることも想定されている。現時点において、個人情報保護委員会は、常勤委員 5 名、非常勤委員 4 名、非常勤専門委員 4 名の合計 13 名で構成されている[27].

個人情報保護委員会の事務局人数は年々増加傾向にあり、2016 年度は 78 人、2017 年度は 103 人であった[28]. 日本中のあらゆる事業者における膨大な個人情報の取扱いに関する監視・監督を行わなければならないのであるから、十分な人員が求められる。認定個人情報保護団体等との連携等も想定されているが、果たしてわが国の人口規模や事業活動の規模に比して、現状の体制が十分といえるかは疑問なしとしない。もっとも、スクラップ・アンド・ビルドが極めて強く要求されるわが国中央省庁の中で定員をハイペースで増やしている例は他にないのであって、増員される傾向にあることは評価できることと考えられる。

5.2 個人情報保護委員会の活動方針と監督の方策

個人情報保護委員会が公表している「平成 30 年度活動方針」によれば[29], 個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報保護法の相談窓口寄せられる情報や、個人データの漏えい等の事案に関する報告といった情報など様々な情報を総合的に勘案し、また活用して、事業者に対して助言や指導を行い、必要に応じて報告徴収や立入検

査を行うとしている。また、個人情報の取扱いについて国民に広く発信すべき情報については、委員会ウェブサイト随時掲載するなどして情報発信にも努めるとされている。さらに、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、関係行政機関、認定個人情報保護団体、地方公共団体、国民生活センター等と連携を図るほか、国境を超えるデータの流通の増大にも対応するため、海外事業者によって提供される国内向けのサービスにおける個人情報の適切な取扱いを確保するためにも、必要に応じて海外執行当局とも連携し、適切に対応することが目指されている。

5.3 組織と執行体制

個人情報保護委員会は現在のところ、様々な規則制定やガイドラインの制定、その他各地からの情報収集や、国際協力を積極的に行っている。具体的な個人情報漏えい等の事案に対する対応は、以下のとおりである(個人情報保護委員会平成 29 年度年次報告付章 3)。

(期間: 平成 29 年 5 月 30 日～平成 30 年 3 月 31 日)

対応事項	件数
個人データの漏えい等事案の報告の受付	3,338 件 (うち委任先省庁経由: 1,142 件 認定団体経由: 1,502 件)
報告徴収	395 件 (うち委任先省庁実施分: 90 件) (※1)
立入検査	33 件 (うち委任先省庁実施分: 33 件) (※2)
指導・助言	270 件
苦情のあつせん	35 件

※1 委任先省庁実施分のうち 86 件は、業法に基づく計画検査等と合わせて実施されたものである。

※2 委任先省庁実施分は、業法に基づく定期検査と合わせて実施されたものである。

報告徴収の件数は主務大臣制時代から比べると激増しており、委任先省庁(事業所管大臣)によるものではあるが、立入検査権限も行使されている。もっとも、個人情報保護委員会発足後、少なくとも平成 29 年度までの間に、行政命令や、その前提となる勧告については、一件も存在していないということになる。個人情報保護委員会設置前しばしば批判されていた、我が国における「執行の不在」についての問題が実際に解決されているのか、もしくは様々な規則・ガイドライン制定や広報活動によって事前に防止できているのか、今後の状況を見る必要があろう[30].

6. 監督組織の制度的限界と今後の課題

公的部門のすべての分野の監視・監督も含めて個人情報保護委員会に一元化されることは、現在はまだなされていない。もっとも、公的部門についても、特定個人情報に関する事柄と非識別加工情報については個人情報保護委員会が監督を行っている。ここでは、非識別加工情報に関する監督状況及び、既に公的機関についても監督が行われている特定個人情報(マイナンバー)に関する状況を概観し、十分性認定を見据えたガイドライン制定について検討をおこなう。

ガイドラインは、EU による十分性認定を想定し、むしろ十分性認定を受けるための条件整備のために、制定され

るものであるが、法令改正ではない形でどの程度まで執行等の根拠になりうるのかについても検討課題と考えられる。

6.1 非識別加工情報に関する個人情報保護委員会による監督

行政機関の保有する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報については、平成 27 年法律第 65 号附則 12 条 1 項において、個人情報保護法の施行日までに、匿名加工情報に関する規制の在り方を含め、利活用の促進と統一的な監督を行うための体制の整備について検討を進め、措置を講ずることとされていた。そのため、総務省における「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」における検討ののち、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成 28 年法律第 51 号)が成立し、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人所法保護法に「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」そして、「非識別加工情報」(個人情報保護法における匿名加工情報に該当)の概念が導入された。これとあわせて、個人情報保護委員会の所掌事務に、非識別加工情報の取扱いの監督が追加された(個人情報保護法 61 条 2 項)。このように、匿名加工情報(非識別加工情報)については、民間事業者も行政機関や独立行政法人等も含めて、委員会の監督権限が及ぶこととなっている。

6.2 特定個人情報に関する監督とその他の監督

そのほか、個人情報保護委員会は、特定個人情報に関する事柄に関しては、公的部門の監督も行っている[31]。欧州等におけるデータ保護機関は、民間部門に加えて公的部門の監督も行うのが通常である。現状の個人情報保護委員会に公的部門のすべての監視・監督と執行を行わせることとなると、委員会の役割として重くなりすぎるのではないかという点を検討すべきであるという指摘がある[32]。

委員会の負担を軽減する観点から、たとえば、個人情報保護法改正の検討段階においては、行政機関等に対する実地調査や勧告権を総務大臣に与え、その権限行使を総務大臣に求める何らかの個人情報保護委員会の権限を法定することなども仕組みとして考えられていた[33]。

6.3 ガイドラインによる対応

個人情報保護委員会は、各国政府との協力の実施等に関する個人情報保護法上の規定等(個人情報保護法第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 24 条、第 60 条及び第 78 条、並びに個人情報保護法施行規則第 11 条)に基づいて、欧州委員会から十分性認定が受けられた場合に EU 域内から個人データを移転するにあたって最低限順守すべき対応をガイドライン「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編)」として定める予定としている[34]。

このガイドラインは、日本と EU の制度の相違点を埋め

るために、「欧州委員会との対話の結果、個人情報保護法 24 条に基づいて個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として EU を指定し、これにあわせて、欧州委員会が、一般データ保護規則(GDPR)第 45 条に基づき、日本が個人データについて十分な保護水準を確保していると決定することを想定し策定」したものである[35]。

ガイドライン(案)では、「法的拘束力を有する規律」であるということが明記されており、このガイドラインによって、欧州委員会の求めるようなより厳格で、かつ、より詳細な規律が制定され、ガイドラインに定める権利及び義務に対する侵害があった場合には、「本ガイドラインがより厳格でより詳細な規律により補完する法の規定と同様に、本人は裁判所からも救済を得ることができる」と説明されている。

個人情報保護委員会による執行に関しては、「個人情報取扱事業者が本ガイドラインに定める一つ以上の義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は法第 42 条に基づく措置を講ずる権限を有する」と説明されている。このように、ガイドラインによって法の規定を補完する根拠は、個人情報保護法第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 24 条、第 60 条及び第 78 条、並びに規則第 11 条にあり、特に同法 6 条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるように必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しているため、個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管する機関として、法第 6 条に基づいて、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報及び法第 2 条第 7 項に定める保有個人データ(保有期間に関する定めを含む)に関する定義を含め、EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて、個人の権利利益のより高い水準の保護を規定したガイドラインを策定することにより、より厳しい規律を策定する権限を有している、と説明されている[36]。

ガイドラインは一定程度裁判規範となりうることは確かではあると考えられるが、権利義務に関する規定のうち、特に侵害作用に関する規定は必ず法律によって定めなければならないとされる法律による行政の原理の観点から[37]、本件ガイドラインによって詳細な規定を定めて法の規定を補完することが適切なのか、今後は適宜法令事項としてガイドライン(のみ)による対応で十分なのかについては、継続して検討していく必要がある。

7. まとめ

現在のところ、EU による日本の十分性認定は、今秋にでもなされる予定で変わりはないようである。もっとも、

欧州データ保護委員会（European Data Protection Board (EDPB)）からどのような意見が出てくるのかはまだ不透明な部分がある。個人情報保護委員会による監視・監督の執行等については、改正前同様、行政処分にまで至っていない現状があるが、少なくともそれによって大きな問題が生じているとまではいえず、既定路線どおり、欧州委員会による十分性認定がなされる方向にあるといえようか。

もっとも、執行状況については、すでにみたように、個人情報保護委員会が EU からのデータ移転に特化したガイドラインを制定しようとしており、厳密に行政処分としての性格を有する執行がなされなかったとしても、行政指導や情報の公表制度を活用することによって、ガイドラインが遵守されている点について EU を説得できるのであれば、性急に厳しい執行に転換することは回避可能かもしれない。今後、十分性認定のレビュー等の中で法違反に対する執行が「ない」点が問題になるとすれば、引き続き、様々な日本特有の事情を説明していく必要がある。

個人情報保護委員会の組織としての委員や事務局の体制は、徐々にではあるが整ってきているものといえる。特に、国際協力の観点からは、非常に積極的に個人情報保護委員会の存在がアピールされているともいえ、これまでの積極的な個人情報保護委員会による絶え間ない各国との対話がなければ、今秋に目指される EU による十分性認定の方向には動かなかったであろうことから、評価できるものと考えられる。

もっとも、すでに指摘したように、個人情報保護委員会が、現在のところ、法令改正等によるのではなく、ガイドラインの制定によってより厳しい規定を十分性認定に向けて制定して対応しようとしている点については、今後、アメリカ（セーフハーバースキーム）のように、認定の適法性が欧州司法裁判所で争われる可能性も視野に入れる必要がある。また、十分性認定には4年毎のレビュープロセスが存在し、欧州委員会そのものによって問題となる可能性もあり、平成27年法律第65号に定められた3年毎見直し規定を活用し、柔軟に法令改正も含めた対応を考えていく必要がある。

また、公的部門も含めてすべての分野の個人情報保護に関する監督を統一していく可能性についても、自治体の対応をどうするのかも含めて、引き続き検討を続けていく必要がある。この点は、今後、委員会の権限を拡大していくのであれば、人員や予算の拡大も必要となる問題と考えられるため、細かな執行まで行うのではなく、たとえば、全体的な監督はおこなうが、基本的な部分はそれぞれ公的部門に任せるといった、様々な方法も考えられる（韓国における個人情報保護委員会の権限行使も参考になろう）。現実的な予算・機構定員等の成約との折り合いも見据え、手法も含めて様々な観点から検討していく必要があると考えられる。

参考文献

- [1] 改正に向けた経緯と背景、改正の状況については、宇賀克也『「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」について』ジュリスト1464号（2014年）12-17頁、宇賀克也「行政機関個人情報保護法および独立行政法人等個人情報保護法の改正」季報情報公開・個人情報保護61号65頁以下に詳しい。
- [2] 平成27年の個人情報保護法改正に至るまでの議論や、改正個人情報保護法に関係する国会における議論などから、EUの十分性認定が強く意識されていたことがわかる。参照、第189回国会衆議院内閣委員会第6号（2015年5月15日）山口俊一閣大臣答弁。「今回の法改正は、EUの十分性取得、これをかなり念頭に置きながら、これが可能になるような制度設計ということも意識をして進めたということは事実でございます。」また、衆議院内閣委員会第7号（2015年5月20日）山口俊一閣大臣答弁。「・・・十分性取得を念頭に置いた法改正であるということはお話しのとおりでございます。」
- [3] 日置巴美・板倉陽一郎『個人情報保護法のしくみ』（商事法務、2017年）17頁。
- [4] 国会における答弁において言及されている。その他、個人情報保護法の改正内容としては、主務大臣制から、独立した第三者機関としての個人情報保護委員会に監督等の権限が一元化されたこと、個人情報保護法上保護される対象が明確化されたことや、要配慮個人情報を類型化して取り扱いの規律を整備したこと、司法救済の機会を確保するために開示等請求権の明確化が行われたことが重要な点である。また、「匿名加工情報」の類型化が行われ利活用の促進が図られると同時に、認定個人情報保護団体による所属団体への監督権限の強化をおこない、民間の自主的な取組みを活性化することがおこなわれるなどの体制が整えられた。さらに、外国の事業者に対する個人情報保護法の域外適用が導入され、グローバル化への対応も図られている。同上、日置・板倉『個人情報保護法のしくみ』17-20頁。
- [5] Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation), Volume 59, 4 May 2016.
- [6] 参照、個人情報保護委員会平成30年度活動方針9頁 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/30_katsudouhoushin.pdf)。
- [7] 平成28年7月29日個人情報保護委員会決定 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2811_kokusai.pdf)。
- [8] 個人情報保護委員会事務局「個人情報保護委員会の国際的な取組について」平成29年12月7日、5頁。
- [9] Communication from the Commission to the European Parliament and the Council, Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World, Brussels, 10.1.2017, COM (2017) 7 final
- [10] 言及は、「EUとの商業的及び地理的、文化的、政治的な関係等を考慮し、2017年は、日本及び韓国を始めとして、他の東アジア及び東南アジアの重要な貿易相手国、ラテンアメリカ諸国及びEUの近隣諸国等と、十分性認定の可能性を探るため積極的に連携する。十分性認定に関する議論は、EUデータ保護法制に関する情報を提供し、第三国の法制度や慣行と調和する点を探るなど双方向の対話である。」とするものであった。Ibid.
- [11] EU News 267/2017, Press releases, Joint Statement by the President of the European Commission Jean-Claude Juncker and the Prime Minister of Japan Shinzo Abe Brussels, 08/12/2017. See, https://eeas.europa.eu/delegations/japan/37103/joint-statement-president-european-commission-jean-claude-juncker-and-prime-minister-japan_en.
- [12] Commission Work Programme 2018, https://ec.europa.eu/info/publications/2018-commission-work-programme-key-documents_en.
- [13] European Commission - Press release, The European Union and Japan agreed to create the world's largest area of safe data flows Tokyo, 17 July 2018, IP/18/4501. See, http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4501_en.htm.
- [14] 日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築に

係る最終合意、

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/300717/>

[15] Joint Statement by Haruhi Kumazawa, Commissioner of the Personal Information Protection Commission of Japan and Věra Jourová, Commissioner for Justice, Consumers and Gender Equality of the European Commission, Tokyo, 17 July 2018. (熊澤春陽個人情報保護委員会委員, ベラ・ヨウロバー欧州委員会委員(司法・消費者・男女平等担当)による共同プレス・ステートメント)

See, https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300717_pressestatement2.pdf.

[16] See, http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4501_en.htm.

[17] See,

http://ec.europa.eu/newsroom/article29/item-detail.cfm?item_id=614108.

[18] See,

https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-transfers-outside-eu/adequacy-protection-personal-data-non-eu-countries_en.

[19] 18/EN WP 254 rev.01, Article 29 Working Party, Adequacy Referential, Adopted on 6 February 2018 As last Revised and Adopted on 28 November 2017.

[20] See,

https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-transfers-outside-eu/adequacy-protection-personal-data-non-eu-countries_en.

[21] See,

https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/data-transfers-outside-eu/adequacy-protection-personal-data-non-eu-countries_en.

[22] See, <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/P-8.6/>.

[23] Jane Hamilton, Feb. 8, 2018, Robot Conference, Innovation, Science and Economic Development Canada, EU PRIVACY REFORM UPDATE ON CANADA'S EU ADEQUACY STATUS.

<https://www.rebootcommunications.com/wp-content/uploads/2018/02/janehamiltonmydocsEUAdequacyPresentation-Reboot-uploadFebruary2018.pdf>.

[24] The Guardian, UK calls for special EU deal on data-sharing laws after Brexit

British negotiators warn of security dangers as they call for preferential treatment,

<https://www.theguardian.com/technology/2018/may/23/uk-calls-for-eu-deal-data-sharing-laws-brexite>.

[25] Judgment of the Court (Grand Chamber) of 6 October 2015.

Maximillian Schrems v Data Protection Commissioner.

Request for a preliminary ruling from the High Court (Ireland).

Reference for a preliminary ruling — Personal data — Protection of individuals with regard to the processing of such data — Charter of Fundamental Rights of the European Union — Articles 7, 8 and 47 — Directive 95/46/EC — Articles 25 and 28 — Transfer of personal data to third countries — Decision 2000/520/EC — Transfer of personal data to the United States — Inadequate level of protection — Validity — Complaint by an individual whose data has been transferred from the European Union to the United States — Powers of the national supervisory authorities., Case C-362/14.ECLI:EU:C:2015:650.

[26] 日置・板倉・前掲『個人情報保護法のしくみ』15頁.

[27] 個人情報保護委員会ウェブサイト

(<https://www.ppc.go.jp/aboutus/mission-roles/>).

[28] 個人情報保護委員会「個人情報保護委員会について」

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290512_siryu2-1.pdf).

[29] 個人情報保護委員会平成30年度活動方針

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/30_katsudouhoushin.pdf).

[30] 参照, 寺田麻佑・板倉陽一郎「第三者機関としての個人情報保護委員会—機能と権限の現状と課題について—」

2016-EIP-74(7), 1-7頁.

[31] 個人情報保護委員会平成30年度活動方針

(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/30_katsudouhoushin.pdf).

[32] 公的部門における情報の保護や利活用の調整が個人情報保護委員会の機能に加わると, イギリスにおける情報コミッショナーと似たような枠組みとなる. 宍戸常寿「個人情報保護委員会の機能と権限」自由と正義 65巻9号(2015年)30頁.

[33] 宍戸・同上「個人情報保護委員会の機能と権限」30頁.

[34] このガイドラインについては, パブリックコメントが行われ, 2018年4月25日から5月25日まで意見が募集されていた.

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDET&id=240000050&Mode=0>

[35] 個人情報保護委員会平成30年●月「個人情報の保護に関する

法律についてのガイドライン(EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編)(案)」

[36] 同上1-2頁.

[37] 法律の留保(根拠)が必要とされる範囲については, 侵害留保説が通説となっている. 塩野宏『行政法I [第6版]』(有斐閣, 2015年)77頁以下, 宇賀克也『行政法概説I [第6版]』(有斐閣, 2017年)第一部第3章, 大橋洋一『行政法I 現代行政過程論 第3版』(有斐閣, 2016年)第一部第2章等参照.